

議第281号

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年2月14日提出

京都市長 門川大作

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例  
京都市老人医療費支給条例の一部を次のように改正する。  
附則第4項を次のように改める。

(平成26年度における対象者の特例)

- 4 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に70歳に達する者に対する第2条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「70歳」とあるのは、「71歳」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成26年度における医療費の支給対象者の特例を定める必要があるので提案する。